裁判員制度で、冤罪は防げるか

――神田キャンパスで公開シンポジウム開く

今村法律研究室（室長・矢澤昇治法科大学院教授）は、来年5月にスタートする裁判員制度の問題点を指摘する公開シンポジウム「裁判員制度で、冤罪は防げるか」を11月15日、神田キャンパスで開き、約70人が参加した。基調講演は元法学部教授の小田中聰樹氏（東北大学名誉教授、刑事訴訟法）。同氏は裁判員制度成立の背景とその構造的欠陥を挙げ、「現状の刑事司法の改善が先決」と強調。「裁判は裁く側と裁かれる側の良心をかけた営み。裁判員制度では、その重要なカギが無視されている」と厳しく批判した。パネルディスカッションでは活発な論議が展開された。

▲　左から矢澤教授、山田氏、浅野氏、小川氏、中山氏、庭山氏

パネルディスカッションに入る前に、「袴田事件」の袴田巌死刑囚の姉・秀子さんによる再審請求アピール、支援呼びかけが行われた。冤罪を訴える同死刑囚は、40年以上の拘束と死刑執行への恐怖から深刻な精神疾患が認められ、親族や弁護士との面会拒否が続いている。支援者は死刑執行停止と医療施設への移送を求めている。

再審を訴える
袴田　秀子さん

パネルディスカッションは、矢澤法科大学院教授の進行で進められ、冤罪事件の関係者ら5氏が発言した。

庭山氏は07年、国連の拷問禁止委員会が日本政府への勧告で警察内の代用監獄（現・代用刑事施設）の廃止などを求めたことに対し、日本弁護士連合会が策定した拷問禁止法案要綱について解説。

浅野氏は「冤罪発生にマスメディアが加担している。凶悪事件へのメディア・フレンジー（集団的人権侵害取材）や、事実に反した報道が数多くあり、このような姿勢のまま裁判員制度が始まったら大問題。ジャーナリズムは、体制側をチェックする立場にある。一般市民の側に立ち、犯罪の多角的な〝全面報道〟を行うべきだ」と語った。

「甲山事件」元被告人の山田氏は「人間の尊厳を守る『法の精神』は、闘わなければ得られないと思い知らされた」と事件発生から無罪を勝ち取るまでの25年間を振り返った。

「袴田事件」弁護人の小川氏は、事件から1年2カ月後に発見された犯行時の着衣は、何者かにねつ造された疑いがあるという実験結果を盛り込んだ新証拠を語った。

「狭山事件」弁護人・中山氏は同事件最大の証拠である犯人が残した脅迫状は、被疑者の筆跡とは異なることを分析した新証拠を示した。

討論では、公判前整理手続において裁判官、検事、弁護士の三者だけが参加し裁判員が入らないことへの批判、さらに公判前整理手続で裁判官にあらかじめ証拠が開示されることについては予断審理の可能性があると指摘された。会場からの質問で、裁判員制度を前に「司法に関する教育がなされていない」「新たに導入された『被害者参加制度』により、法廷が被害者感情で振り回される危険がある」点も挙げられた。

狭山事件　63年、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐殺人事件。被差別部落出身の石川一雄さんは無期懲役が確定（現在仮釈放中）。第3次再審請求を東京高裁に申し立て中。

袴田事件　66年、静岡県清水市（現静岡市清水区）でみそ製造会社専務一家4人が殺害された事件。元プロボクサーの袴田巌死刑囚は第2次再審請求を静岡地裁に申し立て中。

甲山事件　74年、兵庫県西宮市の知的障害児収容施設の園児2人の死亡事件。一審の無罪判決から控訴、上告、上告棄却…と山田悦子さんら3人が最終的に無罪確定したのは99年。一般事件として史上最長となった。

パネルディスカッション

パネリスト

▽浅野健一氏（同志社大学教授、元共同通信ジャカルタ支局長）
▽小川秀世氏（弁護士、「袴田事件」再審弁護団事務局長）
▽中山武敏氏（弁護士、「狭山事件」再審弁護団事務局長）
▽庭山英雄氏（弁護士、元専修大学教授）
▽山田悦子氏（「甲山事件」元被告人）

刑事司法の改善が先決

「制度」の背景や欠陥直視を

基調講演

小田中聰樹氏

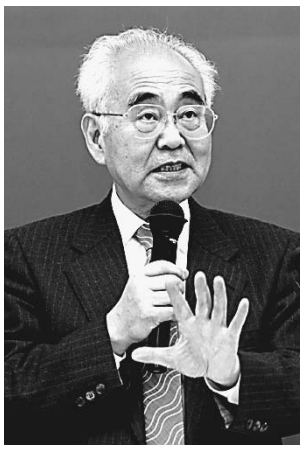

良心・人権の尊重こそ

小田中氏は「調書裁判と呼ばれる日本の刑事裁判は、捜査依存、調書依存で人権侵害や誤判・冤罪が絶えない。この『糾問主義的検察官司法』を改善しないまま公判への国民参加システム（裁判員制度）を導入しても、腐った土台の上に家を建てるようなもの」と表現。裁判員制度が成立した背景や同制度の構造的欠陥について次のように語った。

数多くの冤罪を生んだ刑事司法の民主的改革は時代の要求であり、市民の立場から見ても国民的課題であった。しかし今回の改革は、その流れとは違ったところから出てきたものだ。

1990年ごろから国内の治安が悪化、国際的なテロ事件が相次ぎ、「自らの安全は自ら守る」という〝国民総警察化〟を、大がかりに推進する流れが政府によって生まれた。加えて、90年代に始まった新自由主義的な発想による統治機構改革の一環として、司法を組み立て直す動きが生まれ、短期間で制度改革が行われた。民主的な司法改革の流れは、規制緩和を推し進める時代の動きに飲み込まれてしまった。

国民に「統治主体意識」を植え付けようとする。裁判員制度はこういった支配的な政治的流れで誕生した点を認識する必要がある。

裁判員制度には数々の制度的問題がある。

この制度にセットされた形で新たに導入された公判前整理手続は、非公開で行われ、公判前の段階で裁判官、弁護人、検察官の三者によって争点と証拠がすべてあらかじめ整理され、その結果が公判において拘束力を持つ。

証拠を開示するか否かは依然として検察側と裁判所が握っており、弁護側の活動は規制される。そんな状態で被告人側はどういう防御活動を行うかの予定を、前もって示すことを強いられる。これでは憲法で保障される被告人の黙秘権が侵害され、無罪推定の原則が崩れることになる。

また一般国民にとっては、裁判員就任を強制されることによって、思想や信条を侵害されるし、公判前に関与することは、予断審理の危険性をはらむ。

憲法76条には「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行使する」と規定されている。裁判というものは、裁く側と裁かれる側双方の良心をかけた営みであるべきだ。裁判員制度では、その〝良心〟という重要なカギが無視されている。これで果たして公正な裁判が成り立つだろうか。

これまで冤罪の人々への支援や公正な裁判への運動が市民レベルで展開され、多くの成果を生んだ。こういった視点や支援体験が、司法の国民参加には生かされるべきだ。

司法への国民参加の問題を単に制度論として考えるのではなく、日本全体の社会的な動きの中で、いかにすれば裁判所が人権を守る良心的な裁判をすることができるようになるかを考えるべきである。

被告人も裁判員の裁判に服することを強要されることになる。これは人権保障という司法の理念や原則からかけ離れている。

オープン・リサーチ・センター整備事業

中世英文学と英語学の研究を進めている「Anglo-Saxon 語の継承と変容」プロジェクトは、本年度国際公開講座・シンポジウム（社会知性開発研究センター／言語・文化研究センター＝松下知紀代表）を11月8日、神田キャンパスで開催し、160人が聴講した。シンポのテーマは「生成文法の可能性」。初心者には正確でわかりやすい生成文法入門に、大学院生や専門家には生成文法の現在と今後を考えるシンポとなった。

▲　講演する大津由紀雄教授

「言語・文化研究センター」国際公開講座・シンポを開催

――生成文法を考える――

前半の公開講座は英国ロンドン大学のシニアレクチャラーのマイケル・アシュビー氏。「脳を活性化させる音声学」を講演。Phonetics の知識が言語運用にどう影響を及ぼすかを語った。

後半のシンポジウムは以下の講師とテーマによる講演が行われた。

▽大津由紀雄・慶應義塾大学教授「生成文法の構想と方法」▽今西典子・東京大学教授「生成文法と言語獲得」▽酒井邦嘉・同大学准教授「言語の脳科学」▽池内正幸・津田塾大学教授「生成文法と言語の起源・進化」。

ディスカッションでは会場から多くの質問が寄せられた。

●神田キャンパスで開催●

04年に中国で発見され話題をさらった「遣唐使・井真成墓誌」の解明や隋、唐代の中国に渡った留学生に焦点に当て、歴史的意義やその後の影響を探る「古代東アジア世界史と留学生」プロジェクト。本年度国際シンポジウム（社会知性開発研究センター／東アジア世界史研究センター＝荒木敏夫代表）が11月22日、神田キャンパスで1

▲　パネルディスカッションで

「東アジア世界史研究センター」国際シンポ

古代東アジア世界と日本・新羅の留学生

50人が参加して行われた。テーマは「古代東アジア世界と日本・新羅の留学生」。台湾、韓国、中国、日本の研究者4氏が講演した。

葉國良・国立台湾大学教授は「二重証拠法から見た『日本』国号の中国における出現」について語った。唐の開元22年（734年）製作の「井真成墓誌」には「国号日本」が記されていたが、これより前の「杜嗣先墓誌」（先天2年＝713年）をもとに、「日本」国号の中国での出現は、長安2年（702年）の第八次遣唐使がもたらした可能性が高いとの見解を示した。

さらに権悳永・釜山外国語大学校教授、王建新・西北大学文博学院教授、大平聡・宮城学院女子大学教授が講演。矢野建一文学部教授の進行で、会場を埋めた聴衆と一体となったディスカッションが展開された。